商品概要説明書

ＪＡ教育ローン（カード型）

（令和５年４月１日現在）

商品名	ＪＡ教育ローン（カード型）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方（組合員でない方はＪＡ所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます。）。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○継続して安定した収入がある方。 ○教育施設（修業年限が６か月以上（外国の教育施設は３か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 a　大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 b　専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） c　高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 d　その他職業能力開発校などの教育施設 ○借入比率が 100％以内。 ○本ローンとＪＡ無担保借入金の合計が 1,000 万円以内。（リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内） ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から２か月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等
契約金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
契約期間	○ご契約日から１年後の応答日の属する月の●日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年月の末日までとします。ただし、新規貸越可能期間中であっても、不適格等により１年毎の契約更新が停止した場合や65歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。

<table>
<tr><td>借入利率</td><td>○変動金利とします。
○お借入利率は、３月１日、６月１日、９月１日および12月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、基準日の翌月の第３月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。
○お借入利率には、年1.0%の保証料を含みます。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。

○約定返済
毎月●日（ＪＡ所定の日、休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。
<table>
<tr><th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金+利息）</th></tr>
<tr><td>10万円以上70万円以下</td><td>１万円＋利息</td></tr>
<tr><td>80万円以上150万円以下</td><td>２万円＋利息</td></tr>
<tr><td>160万円以上230万円以下</td><td>３万円＋利息</td></tr>
<tr><td>240万円以上300万円以下</td><td>４万円＋利息</td></tr>
<tr><td>310万円以上380万円以下</td><td>５万円＋利息</td></tr>
<tr><td>390万円以上460万円以下</td><td>６万円＋利息</td></tr>
<tr><td>470万円以上530万円以下</td><td>７万円＋利息</td></tr>
<tr><td>540万円以上610万円以下</td><td>８万円＋利息</td></tr>
<tr><td>620万円以上690万円以下</td><td>９万円＋利息</td></tr>
<tr><td>700万円</td><td>10万円＋利息</td></tr>
</table>

○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当ＪＡ窓口あるいはＡＴＭから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。</td></tr>
<tr><td>利息の計算方法</td><td>○毎日の最終残高について付利単位を100円とした１年を365日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料
※手数料については、各ＪＡにお問</td><td>○ご融資の際、ＪＡに対して●●円の事務手数料（消費税等含む。ＪＡごとに異なります。）が必要です。
○ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がご</td></tr>
</table>

い合わせください	ざいます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ※相談・苦情等の問い合わせ先については、各ＪＡにお問い合わせください	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または○○部（電話：○○○－○○○－○○○○）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合○○部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合○○部にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ○○

（注）　借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。